

令和5年度 第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：令和6年3月27日（水） 10：00～16：00
場 所：エスポワールいわて 大ホール

次 第

【 第 1 部 】

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和5年度いわての森林づくり推進事業の取組状況について 【資料No.1】
- (2) 令和6年度いわての森林づくり推進事業について 【資料No.2】
- (3) いわて環境の森整備事業モニタリング調査報告について 【資料No.3】
- (4) いわて環境の森整備事業森林作業道整備の採択基準等の
見直しについて 【資料No.4】
- (5) 令和6年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る
意見聴取について 【資料No.5】
- (6) その他

3 閉 会

いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(令和6年3月27日現在)

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
稲村 崇史	有限会社稲村製材所 取締役	
國崎 貴嗣	国立大学法人 岩手大学農学部 教授	
齊藤 健吾	株式会社斎藤商事 代表取締役	
佐藤 貴美子	いわての森林づくりコーディネーター	
野口 麻穂子	国立研究法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 主任研究員	
三浦 奈緒美	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	御欠席
水野 匠	岩手県商工会議所連合会 事務局長	御欠席
村中 ゆり子	盛岡市立米内幼稚園 園長	午前中のみ 御出席
吉野 英岐	公立大学法人 岩手県立大学総合政策学部 教授	御欠席
若生 和江	岩手県環境アドバイザー	

1 委員 10名

2 任期 令和4年11月14日～令和6年11月13日

令和5年度第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

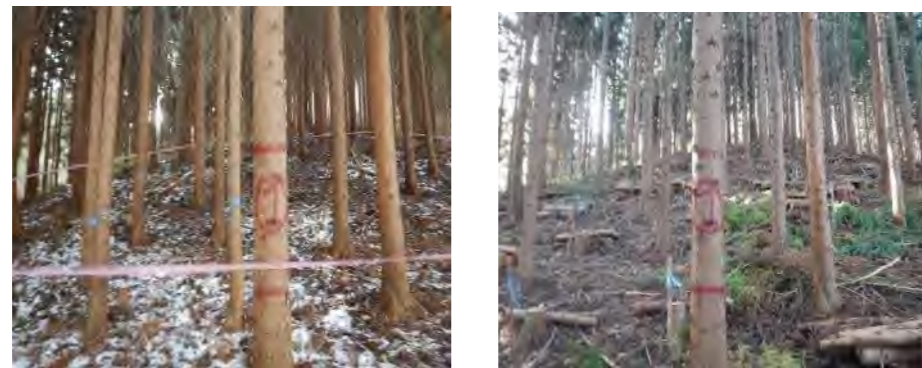
役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 林務担当技監兼全国植樹祭推進室長	工 藤 亘	
林業振興課 参事兼総括課長	嵯 峨 俊 幸	
振興担当課長	高 芝 俊 雄	
主任主査	千 田 啓 介	
主 査	澤 口 陽 平	
主 事	木 村 直 樹	
主 事	目 黒 有 紀	
森林整備課 主任主査	上 部 明 広	
主任主査	中 嶋 康	
主任主査	西 澤 順 史	
森林保全課 主任主査	鈴 木 善 之	
全国植樹祭推進室 主任主査	遠 藤 歩	
林業技術センター 上席専門研究員	小 岩 俊 行	
盛岡広域振興局林務部 主 査	松 尾 聡 恵	
県南広域振興局林務部 上席林業普及指導員	金 田 弘 次	
一関農林振興センター 上席林業普及指導員	金 澤 亨	
遠野農林振興センター 主任林業普及指導員	菊 池 緑	
宮古農林振興センター林務室 技 師	中 村 日 香	
大船渡農林振興センター 上席林業普及指導員	北 林 慎 子	
大船渡農林振興センター 技 師	清 水 辰 平	
二戸農林振興センター林務室 上席林業普及指導員	澤 崎 格	
岩泉林務出張所 上席林業普及指導員	笹 川 勉	

令和5年度いわての森林づくり推進事業の取組状況について

令和5年度 事業内容

区分	事業名 〔担当課〕	事業内容	計画数量等	取組状況（3月末現在）	令和6年度の対応・取組等
環境重視の森林づくり	(1) いわて環境の森整備事業 〔林業振興課・森林整備課〕	森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化を進める強度間伐や伐採跡地への植栽のほか、公益上重要な森林の整備に必要な作業道の開設、気象被害を受けた森林の整備等を支援	<ul style="list-style-type: none"> 混交林誘導伐 600ha 森林作業道整備 2,500m ナラ林健全化 70ha アカマツ広葉樹林化 26ha 被害森林再生 0ha 枯死木除去 100m³ 森林環境再生造林 200ha 	「いわて環境の森整備事業」に係る施工地審査を12回実施 <ul style="list-style-type: none"> 混交林誘導伐 確保面積 約400ha（見込）（67%） 森林作業道整備 確保数量 1,700m（見込）（68%） ナラ林健全化 確保面積 51.88ha（74%） アカマツ広葉樹林化 確保面積 53.52ha（206%） 被害森林再生 確保面積 0ha（0%） 枯死木除去 確保材積 147.81m³（148%） 森林環境再生造林 確保面積 125.42ha（見込）（62%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○混交林誘導伐、森林作業道整備 <ul style="list-style-type: none"> ・施工地の奥地化、労務不足等により、施工地の確保が年々困難 ・森林作業道整備と併せた取組など事業体へ働きかけ [混交林誘導伐 600ha、森林作業道整備 2,500m] ○ナラ林健全化、アカマツ林広葉樹林化、被害森林再生、枯死木除去 <ul style="list-style-type: none"> ・未施工地分の事業実施と新たな施工地の確保を事業体へ働きかけ [ナラ林健全化 70ha、アカマツ広葉樹林化 53ha、被害森林再生 5ha、枯死木除去 100 m³] ○森林環境再生造林 <ul style="list-style-type: none"> ・春植栽分（令和5年度からの繰越を含む）について、適期に植栽を行うとともに、必要に応じ植栽箇所の下刈りを実施 [植栽 250ha]

【混交林誘導伐】（二戸市白鳥）



整備前

整備後

【ナラ林健全化】（遠野市土淵町）



整備前

実施後

【アカマツ林広葉樹林化】（花巻市東和町毒沢）



整備前

整備後

【アカマツ林広葉樹林化】（奥州市水沢黒石町）



整備前

整備後

【枯死木除去】（一関大東町 松くい虫枯死木の除去）



施業前

施業後

【森林環境再生造林】（岩泉町穴沢）



整備前

整備後

植栽木

区分	事業名 〔担当課〕	事業内容	計画数量等	取組状況（3月末現在）	令和6年度の対応・取組等	
	(2) 花粉症対策等採種園整備事業 〔森林整備課〕	花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な採種園の整備を実施	<ul style="list-style-type: none"> 花粉症対策スギミニチュア採種園造成 植栽 1.0ha、整地・施肥 1.4ha、伐採 1.0ha カラマツ採種園造成 植栽 1.0ha、整地・施肥 1.0ha、伐採 0.9ha（岩手県林業技術センター林木育種場内） <p>〔計画〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 花粉症対策スギミニチュア採種園 5.8ha/5年 カラマツ採種園 4.2ha/5年 	<ul style="list-style-type: none"> 花粉症対策スギミニチュア採種園造成 植栽 1.0 ha、整地・施肥 1.4 ha、旧スギ採種園の伐採等 1.0 ha カラマツ採種園造成 植栽 1.0 ha、整地・施肥 1.0 ha、旧アカマツ採種園の伐採等 0.9 ha  <p>少花粉スギ植栽（奥州市）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○花粉症対策スギミニチュア採種園造成 植栽1.4ha、整地・施肥1.5ha、旧スギ採種園の伐採等1.0ha ○カラマツ採種園造成 植栽 1.0 ha、整地・施肥 0.9 ha、旧スギ採種園の伐採等 1.3 ha 	
	(3) 林野火災予防対策事業費 〔森林整備課〕	林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、初期消火活動に必要な資機材の整備や、林野火災を未然に防ぐための広報宣伝活動を行うとともに、地域で取り組む防火活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> ラジオCM放送 75回（4,5,3月） テレビCM放送 72回（4,5,3月） ユーチューブCM配信 75,000回（4,5,3月） <ul style="list-style-type: none"> 配送車両へのマグネットシート掲示による啓発活動 ボランティアによる山火事パトロール支援（二戸地区）：8セット（帽子、ブルゾン、マグネットシート） 路網マップ整備※ 1式 ※ 消火活動に活用可能な林道、作業道等を調査し、地図上に記載 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオCM放送 75回（4,5,3月） テレビCM放送 72回（4,5,3月）民放4社 ユーチューブCM配信 75,000回（4,5,3月）（3月末時点の閲覧数 約225千回） <ul style="list-style-type: none"> 包括連携協定に基づく配送車両への山火事注意ステッカーの掲示 ヤマト運輸（株）、日本郵便（株）、佐川急便（株）に対して、各社460枚の山火事注意ステッカーを配布。3月1日から5月31日まで、県南地域の市町村を中心として啓発活動を実施（森林整備課） ボランティア活動支援 ボランティア活動支援物品（帽子等）を、管内のボランティア団体（二戸地区森林保護協力員）8名に配付（2月）（二戸農林振興センター林務室） 路網マップ整備 気仙地方森林組合に住田町世田米エリアの路網マップの製作を委託。気仙地区山火事防止対策推進協議会（2月）において消防等の関係機関・団体にマップを配付（大船渡農林振興センター） 令和5年次（1～12月）林野火災発生状況 28件、4.09ha（速報値） 令和6年次（1～3月末現在）林野火災発生状況 5件、1.1ha（速報値） 	<ul style="list-style-type: none"> ○林野火災予防普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオCM放送 75回（4,5,3月） ・テレビCM放送 72回（4,5,3月） ・ソーシャルメディアによるCM広報 75,000回（4,5,3月） ・包括連携協定に基づく配送車両への山火事注意ステッカーの掲示 ヤマト運輸（株）、日本郵便（株）、佐川急便（株）に対して、山火事注意ステッカーを追加で配布し、県内全域での啓発活動を実施。3月1日から5月31日まで啓発活動を実施 ○ボランティア活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動支援物品（帽子等）を、管内のボランティア団体8名に配付予定（2月）（大船渡農林振興センター） ○路網マップ整備 <ul style="list-style-type: none"> ・宮古市エリアの路網マップの製作を委託予定 ・宮古・下閉伊地区山火事防止対策推進協議会において消防等の関係機関・団体にマップを配付予定（宮古農林振興センター林務室） 	
		 <p>山火事防止テレビCM</p>	 <p>山火事防止CMユーチューブ配信</p>	 <p>山火事注意ステッカーを掲示した配送車両</p>	 <p>ボランティア支援（二戸管内）</p>	 <p>路網マップ（住田町世田米エリア）</p>

区分	事業名 〔担当課〕	事業内容	計画数量等	取組状況（3月末現在）	令和6年度の対応・取組等
森林との共生	(4)-① 県民参加の森林づくり促進事業 〔林業振興課〕	県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画の促進を図るため、地域住民や団体等が主体的に取り組む森林整備活動等を支援	<ul style="list-style-type: none"> 森林整備活動 10 団体 森林の整備を行う多様な人材育成 10 団体 森林環境学習 20 団体 県産材利用促進 5 団体 計 45 団体 	<ul style="list-style-type: none"> 森林整備活動 10 団体 森林の整備を行う多様な人材育成 5 団体 森林環境学習 18 団体 県産材利用促進 2 団体 計 35 団体 	<ul style="list-style-type: none"> ○募集团体数 45 団体 ・事業の周知、新規実施団体の掘起し ・森林整備活動に附随的に行われる公益林以外での藪の刈払い等を活動対象として拡充 ○全国植樹祭のレガシーを継承し、森林の公益的機能に対する県民理解を促進するため「いわての森林（もり）の感謝祭」を開催 
	(4)-② 森林・山村多面的機能発揮対策事業 〔森林整備課〕	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民が共同で行う森林の保全活動や山村地域の活性化などの取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> 里山林整備、路網の補修活動等 79 団体 里山林整備 735ha 森林資源利用 70ha 路網の補修活動 4,158m 	<ul style="list-style-type: none"> 里山林整備、路網の補修活動等 76 団体 里山林整備 699ha 森林資源利用 69ha 路網の補修活動 4,158m 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援内容 ・里山林整備（873ha） 集落周辺の里山林を維持するための整備活動等 ・森林資源利用（113ha） しいたけ原木等に活用することを目的とした伐採、搬出等 ・路網の補修活動（4,240m） 里山整備、森林資源利用と併せて実施 <p>※ 市町村、関係団体等により構成される「いわて里山再生地域協議会」を通じて団体に交付</p>
	(5) 「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組 〔県庁各部署〕	県民向け施設等への県産木材利用を促進することにより、木育の推進につながる木材利用や普及啓発強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 県立図書館、室根高原県立自然公園県営望洋キャンプ場等 6 事業 15 箇所 	<ul style="list-style-type: none"> うちまる保育園（木製玩具等導入） 室根高原県立自然公園県営望洋平キャンプ場（野外卓ベンチ導入） 県内保育所等（木製玩具等導入） 種市海岸休養施設（木製ベンチ導入） 県立図書館（木製書架、テーブル、椅子導入） 県立病院院内保育所（木製玩具等導入） 	<ul style="list-style-type: none"> ○整備箇所 5 事業 13 箇所 ・岩手県民会館、野外活動センター、県立県北青少年の家、県立県南青少年の家、県立病院院内保育所において木製品等を導入予定 ・実際に導入した施設管理者や利用者のヒアリングを実施し、県民税を活用した木育や県産材利用の取組を情報発信

岩手県立図書館（木製書架、木製テーブル、木製椅子）



区分	事業名 〔担当課〕	事業内容	計画数量等	取組状況（3月末現在）	令和6年度の対応・取組等
	(6) いわて森の ゼミナール推 進事業 〔森林整備課〕	森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境学習会 26回 (小学生を対象とした樹木・自然観察、木工工作等) 森林環境学習指導者研修会 2回 Jークレジット制度普及促進セミナー 1回 Jークレジット制度の概要及び活用事例等について紹介するセミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境学習会 30回(784人) 森林環境学習指導者研修会(指導者研修)(9/30、17人) 森林環境学習指導者研修会(情報交換会)(1/27、10人)   <p>森林学習会(九戸村山根小学校) 森林環境学習指導者研修会(盛岡市)</p> <ul style="list-style-type: none"> Jークレジット制度普及促進セミナー(10/3、50人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林環境学習会 25回 小中学校や各種団体等における樹木観察会や木工・クラフト体験等の取組に対し、森林インストラクター等の講師派遣を実施 ○森林環境学習指導者研修会(指導者研修1回、情報交換会1回) 森林環境学習などを実践するリーダーのスキルアップを図る指導者研修と情報交換会を実施 ○Jークレジット制度普及促進セミナー Jークレジット制度の普及促進を図るため、Jークレジット制度の概要及び活用等について紹介するセミナーを開催 1回
	(7) 森林公園機能 強化事業 〔森林保全課〕	広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化を実施	<ul style="list-style-type: none"> 県民の森(八幡平市) <ul style="list-style-type: none"> 看板塔整備 1基 遊歩道整備 406m 滝沢森林公園(滝沢市) <ul style="list-style-type: none"> R4 繰越 遊歩道整備 304m 案内板整備 2基等 R5 当初 森林整備 5ha 千貫石森林公園(金ヶ崎町) <ul style="list-style-type: none"> 森林整備 5ha 折爪岳森林公園(二戸市) <ul style="list-style-type: none"> R4 繰越 トイレ洋式化 3基 標識等整備 5基 ベンチ設置 3基 R5 当初 森林整備 5ha 	<ul style="list-style-type: none"> 県民の森 <ul style="list-style-type: none"> 看板塔整備 1基 遊歩道整備 432m 滝沢森林公園 <ul style="list-style-type: none"> 遊歩道整備 304m 案内板整備 2基等 森林整備 22.77ha 千貫石森林公園 <ul style="list-style-type: none"> 森林整備 5ha(令和6年に繰越) 折爪岳森林公園 <ul style="list-style-type: none"> トイレ洋式化 2基 標識等整備 5基 テーブル 2台 ベンチ 4基 森林整備 0.04ha 	<ul style="list-style-type: none"> ○整備内容 <ul style="list-style-type: none"> ・県民の森 木質資源有効活用事例展示施設(チップサイロ)整備 ・県民の森、千貫石森林公園、大窪山森林公園、折爪岳森林公園 木育スペース木製玩具補填整備 ・公園利用者の増加と、県民税のPRのため県ホームページやSNS等を活用して積極的な情報発信を実施
<div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div style="width: 20%;"> <p>県民の森(八幡平市)</p>  <p>看板塔整備</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>滝沢森林公園(滝沢市)</p>  <p>遊歩道整備</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>案内板整備</p>  <p>案内板整備</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>標識整備</p>  <p>標識整備</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>折爪岳森林公園(二戸市)</p>  <p>テーブル・ベンチ設置</p> </div> </div>					

区分	事業名 〔担当課〕	事業内容	計画数量等	取組状況（3月末現在）	令和6年度の対応・取組等
----	--------------	------	-------	-------------	--------------

(8) 全国植樹祭
開催準備
〔全国植樹祭推
進室〕

全国植樹祭の開催（6月4日）
を通じて、森林の役割や重要性、
県民税の趣旨や取組をPR

- ・全国植樹祭の開催
陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園に加え、盛岡市、北上市、久慈市の県内3カ所にサテライト会場を設置
- ・県産木材の積極的利用
- ・情報発信（公式HPの運営、広報誌の発行等）

- ・全国植樹祭の開催
 - 6月4日（日）に第73回全国植樹祭を開催し、高田松原津波復興祈念公園の主会場に加え、県内3カ所のサテライト会場において、計7,081名が参加
 - 式典行事の実施による開催理念の表現
開催理念である「県民総参加による森林づくり」、「森林資源の循環利用の推進」、「健全で豊かな森林の次世代への継承」を、宮沢賢治の童話「度十公園林」をベースとした演出により表現
 - 映像による森林・林業のPR
岩手県の森林・林業や、日本一の生産量を誇る木炭や漆に関する映像を放映し、森林県いわてをPR
- ・県産木材の積極的利用（木製工作物の製作・設置）
 - 「お野立所」や「木製ベンチ」、「木製プランターカバー」、「ウェルカムボード」などを製作・設置し、県産木材の利用促進と普及啓発を实践
 - お野立所を解体した木材の一部で全国植樹祭開催記念パネルを製作し、森林公園等に設置したほか、残った材料は、公共施設等で再利用
 - 木製ベンチ、プランターカバーは、植樹祭開催後に県内の公共施設等に設置し、県産木材の利用促進、県民税の普及啓発を实践
 - 天皇皇后両陛下のお手回り品等については、植樹祭開催後に県民室等で展示したほか、カウントダウンボードは、県森林公園等で展示し、県産木材の利用促進と普及啓発を实践
- ・情報発信
 - 全国植樹祭公式HP及びX（旧Twitter）を活用し、県民税の取組を周知
 - 広報誌『緑のかけはし そばっち通信』第5号（直前号）、第6号（最終号）を発行、関係各所に配布し、県民税を活用していることを周知
 - 大会記録誌、記録DVDを作成し全国植樹祭のレガシーを継承

- 全国植樹祭のレガシーを継承し、森林の公益的機能に対する県民理解を促進するため「いわての森林の感謝祭」を開催（農林水産部森林整備課）
- 第73回全国植樹祭で植栽した代表者及び一般招待者記念植樹の植栽木について、県立高田松原津波復興祈念公園の植栽木として、雑草の下草刈りを行い保育管理（県土整備部都市計画課）

（参考：記念植樹の様子）



【全国植樹祭でのPR】



天皇陛下お手植え



大会テーマの表現



参加者による植樹



映像による岩手の森林・林業のPR

【木製工作物でのPR】



お野立所



ウェルカムボード



式典で使用した木製品



木製ベンチ



木製プランターカバー

【そばっち通信でのPR】

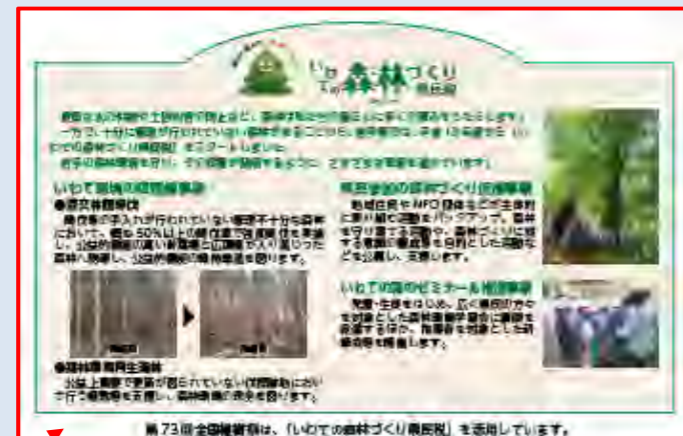


いわての森林づくり県民税をPR

【全国植樹祭
開催記念パネルの製作】



第73回全国植樹祭の開催準備は「いわての森林づくり県民税」を活用しています
岩手県では、森林保護を保全し、森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、「いわての森林づくり県民税」を導入しています。この県民税は、手入れ不足の森林を整備したり、地域の住民や団体等が取り組む森林整備活動等にも活用しています。



大会プログラムで
いわての森林づくり県民税をPR

区分	事業名 〔担当課〕	事業内容	計画数量等	取組状況（3月末現在）	令和6年度の対応・取組等																																		
	(9) いわて森林づくり推進人材育成事業 〔森林整備課〕	地域における森林整備活動を推進するため、専門知識と技術を有し、地域に根ざして関係者の合意形成等を図る人材を育成	<ul style="list-style-type: none"> 直営研修 7回 森林づくり活動実践研修、安全講習、コミュニケーション研修等 派遣研修 4回 地域林政アドバイザー養成研修、伐木等業務従事者特別教育、刈払機安全衛生教育 	<ul style="list-style-type: none"> 新規受講者 12名、継続受講者 4名 直営研修 7回 派遣研修 2回   <p>更新樹種の確認（遠野市） 森林づくり活動実践研修（矢巾町）</p> <p>【研修・認定状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">受講者</td> <td>新規</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>26</td> <td>16</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全過程修了者</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td colspan="2">認定者</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>※研修科目が多いため、2年かけて全て受講（受講者14人/年を想定）</p>			R 3	R 4	R 5	計	受講者	新規	16	16	12	44	継続	—	10	4	14	計	16	26	16	58	全過程修了者		6	9	13	28	認定者		6	9	13	28	<ul style="list-style-type: none"> 〇いわて森林づくりコーディネーターの育成 地域の森林整備活動の核となることが期待される者を対象に研修会を実施（新規受講者14名） <ul style="list-style-type: none"> ①直営研修（7回） 森林づくり活動実践研修、安全講習、コミュニケーション研修等 ②派遣研修（4回） 地域林政アドバイザー養成研修、伐木等業務従事者特別教育、刈払機安全衛生教育 様々な媒体（県ホームページ、メール等）を活用して事業周知
		R 3	R 4	R 5	計																																		
受講者	新規	16	16	12	44																																		
	継続	—	10	4	14																																		
	計	16	26	16	58																																		
全過程修了者		6	9	13	28																																		
認定者		6	9	13	28																																		
	(10) いわての森林づくり普及啓発事業 〔林業振興課〕	県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、県民税の認知度向上を図るため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、県民に対して多様な手法で情報を発信	<ul style="list-style-type: none"> 「いわての森林づくり県民税」啓発チラシ作成 森林所有者向け 6,000部 一般県民向け 4,000部 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度県民税認知度：48.7%（前年度比6ポイント上昇） ※県内各地で開催したイベントにて県民税認知度に係るアンケート調査を実施（1月31日結果公表） 全国植樹祭等のイベントにおける事業周知 いわての森林づくり県民税に関する市町村広報紙への掲載を依頼 市町村、森林組合等に普及啓発チラシを送付 県民税公式SNS（X・Instagram）による情報発信（10回投稿）   <p>林業振興課展示ブース（全国植樹祭） 県民税SNS</p>	<ul style="list-style-type: none"> 〇県産木材活用や森林公園機能強化などの取組の周知と併せイベント等の機会を通じ、「いわての森林づくり県民税」を情報発信 〇森林所有者に対するいわて環境の森整備事業の活用の周知については、市町村や森林組合等の協力を得ながら実施  <p>県民税普及啓発チラシ（一般向け）</p>																																		

令和5年度「いわての森林づくり県民税」に係る 県民意識アンケート調査結果について【概要】

1 調査目的

いわての森林づくり県民税に係る取組について、より効果的な内容とすることを目的に、令和5年8～10月に県民意識アンケート調査を実施した。

2 調査概要

調査内容	調査対象	調査対象者	実施方法
県民意識調査	岩手県内に居住する18才以上の男女	432人	県が行うイベント等への一般参加者に対し、調査票を直接配布・回収

3 調査結果の概要

(1) いわての森林づくり県民税の周知について

ア 認知度について

いわての森林づくり県民税の名称、税額、使途の全部若しくはいずれかを知っていると回答した割合は、**48.7%**であった。

イ 認知要因について

いわての森林づくり県民税を知った要因として、市町村の広報紙等（38.2%）、テレビCM（29.1%）、ホームページ等インターネット情報（19.4%）が上位であった。

(2) いわての森林づくり県民税の施策のうち特に重要と思う取組について

伐採跡地への植林（47.8%）、台風等の気象被害等を受けた木の伐採処理（36.2%）、児童生徒等への森林学習機会の提供（35.2%）が上位となった。

4 主な調査結果

(1) 問い：

「いわての森林づくり県民税」を導入していること（個人で年額1,000円を納めていること）を知っていましたか。

[単位：%]

設問	回答率
1 名称、税額を知っており、使い道も知っている	13.7
3 名称、税額を知っているが、使い道はよくわからない	16.2
3 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない	18.8
4 名称、税額、使い道ともに知らない	51.3

48.7%

県民税導入の認知度は、「名称を知っている」までを含め**48.7%**であった。

(2) 問い：

問3で「いわての森林づくり県民税」を知っている（1～3）と回答した方にお聞きします。知ったきっかけは何ですか。（複数回答可）

[単位：%]

設 問	回答率
1 市町村の広報紙等	38.2
2 テレビCM	29.1
3 ホームページ等インターネット情報	19.4
4 県民税を活用した取組を通じて（森林整備、森林環境学習、 県産木材製品の設置等）	18.2
5 新聞広告	16.4
6 パンフレット・チラシ	10.9
7 その他	7.3

市町村の広報紙等、テレビCM、ホームページ等インターネット情報が上位となった。

(3) 問い：

「いわての森林づくり県民税」を活用して下記の取組を行っています。あなたが特に重要と思うものはどれですか。あてはまるものを全てお選びください。

[単位：%]

設 問	回答率
1 伐採跡地への植林	47.8
2 台風等の気象被害等を受けた木の伐採処理	36.2
3 児童生徒等への森林学習機会の提供	35.2
4 間伐による人工林の針広混交林への誘導	29.6
5 松くい虫被害木の除去	28.2
6 県産木材の活用による木育の推進や公益的機能の維持・増進	28.2
7 間伐等に必要作業道等の開設や補修	23.3
8 地域住民等が取り組む森林づくり活動への支援	23.3
9 ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採	20.9
10 アカマツ林の樹種転換等による松くい虫の防除対策	17.2
11 森林の役割や公益的機能等の普及啓発	17.0
12 外部評価委員会による森林環境保全の取組の評価や検証	4.4

伐採跡地への植林、台風等の気象被害等を受けた木の伐採処理、児童生徒等への森林学習機会の提供が上位となった。

令和6年度いわての森林づくり推進事業について

「いわての森林づくり県民税」の制度

- 課税期間 5年間（令和3年度～7年度）
- 課税額 個人：年額1,000円
法人：年額2,000円～80,000円
- 令和6年度税込額見込 721,295千円



令和6年度
基金積立金（予算額）
721,295千円

1 事業費

（単位：千円）

事業名	R5 当初 A	R6 当初 B	差引 B-A
[いわての森林づくり推進事業]			
(1) いわて環境の森整備事業	836,861	996,395	159,534
[いわての森林づくり推進事業]			
(2) 花粉症対策等採種園整備事業	15,590	14,566	△1,024
(3) 林野火災予防対策事業費	6,211	8,886	2,675
(4) 県民参加の森林づくり促進事業	53,591	52,109	△1,482
[いわての森林づくり推進事業]			
① うち県民参加の森林づくり促進事業	(30,109)	(31,741)	(1,632)
② うち森林・山村多面的機能発揮対策事業	(23,482)	(20,368)	(△3,114)
(5) 木育の推進等につながる県産木材の活用	30,221	14,389	△15,832
[いわての森林づくり推進事業]			
(6) いわて森のゼミナール推進事業	5,106	5,021	△85
(7) 森林公園機能強化事業	16,511	13,998	△2,513
(8) 全国植樹祭開催準備費	667,132	—	△667,132
[いわての森林づくり推進事業]			
(9) いわて森林づくり推進人材育成事業	2,870	2,870	0
[いわての森林づくり推進事業]			
(10) いわての森林づくり普及啓発事業	1,473	1,426	△47
(11) 全国植樹祭植栽管理費	—	5,339	5,339
事業評価委員会運営費	1,457	4,771	3,314
合計	1,637,023	1,119,770	△517,253
いわての森林づくり基金積立金	719,111	721,295	2,184

※ 事業費は県民税以外の財源も含む総事業費

2 令和6年度 事業内容

区分	事業名 〔担当課〕	事業内容	数量等（予定）	
	(1) いわて環境の森整備事業 〔林業振興課・森林整備課〕	森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化を進める強度間伐や、伐採跡地への植栽のほか、公益上重要な森林の整備に必要な作業道の開設、気象被害を受けた森林の整備等を支援	<ul style="list-style-type: none"> 混交林誘導伐 600ha ナラ林健全化 70ha アカマツ広葉樹林化 53ha 森林環境再生造林 250ha 被害森林再生 5ha 枯死木除去 100 m³ 作業道整備 2,500m 	
	(2) 花粉症対策等採種園整備事業 〔森林整備課〕	花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な採種園の整備を実施	<ul style="list-style-type: none"> 花粉症対策スギミニチュア採種園造成 1.4ha カラマツ採種園造成 1.0ha (岩手県林業技術センター林木育種場内)	
	(3) 林野火災予防対策事業費 〔森林整備課〕	林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、初期消火活動に必要な資機材の整備や、林野火災を未然に防ぐための広報宣伝活動を行うとともに、地域で取り組む防火活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> テレビ・ラジオCM・ソーシャルメディアによる予防宣伝活動 ボランティアによるパトロール支援、路網マップ整備 郵便・宅配事業者と連携した山火事防止啓発活動 	
森林との共生	(4)-① 県民参加の森林づくり促進事業 〔林業振興課〕	県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援 全国植樹祭のレガシーを継承する「いわての森林の感謝祭」を開催。	<ul style="list-style-type: none"> 森林整備活動 13 団体 森林の整備を行う多様な人材育成 17 団体 森林環境学習 20 団体 県産材利用促進 5 団体 計 45 団体予定	
	(4)-② 森林・山村多面的機能発揮対策事業 〔森林整備課〕	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民が共同で行う森林の保全活動や山村地域の活性化などの取組を支援	<ul style="list-style-type: none"> 里山林整備、路網の補修活動 94 団体活動予定 (「県民参加の森林づくり促進事業」の一部に位置付け)	
	(5) 「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組 〔県庁各部署〕	木材利用の意義や森林づくりへの理解醸成を図るため、県民税を活用し、部局横断で県民向け施設等における県産木材の利用を推進	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県民会館無料休憩スペースへの木製品導入 野外活動センターへの木製品導入 岩手県立県南青少年の家への木製品導入 岩手県北県立青少年の家への木製品導入 県立病院院内保育所への木製玩具導入 3 部局 5 件 	
	(6) いわて森のゼミナール推進事業 〔森林整備課〕	森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境学習会 25 回 森林環境学習指導者研修会（NPO等に委託） J-クレジット制度普及促進セミナー 	
	(7) 森林公園機能強化事業 〔森林保全課〕	広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化を実施	<ul style="list-style-type: none"> 県民の森（八幡平市）木製玩具部品補充、チップサイロ更新 千貫石（金ヶ崎町）木製玩具部品補充 大窪山（大船渡市）木製玩具部品補充 折爪岳（二戸市）木製玩具部品補充 	

区分	事業名 〔担当課〕	事業内容	数量等（予定）
	(8) 全国植樹祭開催準備費 〔全国植樹祭推進室〕	—	—
	(9) いわて森林づくり推進人材育成事業 〔森林整備課〕	地域における森林整備活動を推進するため、専門知識と技術を有し、地域に根ざして 関係者の合意形成等を図る人材 を育成	<ul style="list-style-type: none"> ・直営研修（7回） コミュニケーション、森林づくり活動等の研修 ・派遣研修（4回） 混交林誘導伐、森林環境保全等の研修
	(10) いわての森林づくり普及啓発事業 〔林業振興課〕	県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、県民税の認知度向上を図るため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、 県民に対して情報を発信	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発チラシの配布 ・森林環境学習支援ガイドブックの配布
	(10) 全国植樹祭植栽管理費 〔都市計画課〕	第73回全国植樹祭で植栽した代表者及び一般招待者記念植樹の植栽木について、下草刈り等の植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ・植生管理 6,826.09m²
	事業評価委員会運営費 〔林業振興課〕	いわての森林づくり県民税を財源として行う施策の内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るために設置している事業評価委員会を運営	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会運営経費 (委員会5回、現地調査2回開催予定)

令和6年度いわての森林づくり推進事業について

I 「環境重視の森林づくり」の取組

R6事業内容

混交林誘導伐

1-1 いわて環境の森整備事業（混交林誘導伐）【継続】

（担当）林業振興課 （事業区分）補助事業

間伐等の手入れが行われていない森林において、伐採率概ね5割以上の混交林誘導伐を実施し、公益的機能の高い針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へ誘導する。

〔事業内容〕

対象森林	公益林のうち私有林の人工林（原則、森林経営計画策定森林は対象外）
対象樹種	針葉樹（アカマツ天然生林含む）
対象齢級	原則として4～12齢級
施工面積	1施工地0.1ha以上
間伐率	概ね5割以上の強度間伐
協定期間	20年（皆伐・転用を制限）
〔事業主体〕	林業事業体、市町村等
〔補助率〕	10/10
〔計画量〕	600ha/年（3,000ha/5年）
〔R6予算額〕	996,395千円（うち529,340千円）



混交林誘導伐（二戸市、整備後）

病虫害対策

1-2 いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）【継続】

（担当）森林整備課 （事業区分）補助事業

ナラ枯れ被害の拡大を防ぐため、被害の周辺地域において、被害を受けやすい高齢なナラ等を含む広葉樹林を伐採し、ナラ枯れ被害に強い広葉樹林に更新する。

〔事業内容〕

対象森林	公益林のうち私有林であって、ナラ枯れ被害が発生した地点から半径30km以内の森林
対象樹種	ナラ類を含む広葉樹
対象齢級	6齢級以上
施工面積	0.1ha以上の施工地 （5年間の転用を制限）
〔事業主体〕	市町村、林業事業体等
〔補助率〕	定額 （チップや用材等として利用する 材積に対して2,000円/m ³ ）
〔計画量〕	70ha/年（350ha/5年）
〔R6予算額〕	996,395千円（うち19,600千円）



カシノナガキクイムシによる
ナラ枯れ被害（令和4年岩泉町小本）

被害木を
含むナラ
林の伐採



伐採後の未被害木からの萌芽更新の例

1-3 いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化） 【継続】

（担当）森林整備課 （事業区分）補助事業

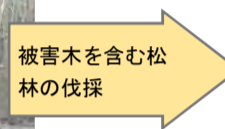
松くい虫被害の拡大を防ぐため、松くい虫被害が継続して発生している地域のアカマツ林において、枯死木を含むマツを伐採し、広葉樹林への樹種転換を促進する。

〔事業内容〕

対象森林	公益林のうち私有林であって、松くい虫被害が継続して発生している地域
対象樹種	アカマツ
対象齢級	4～12齢級
施工面積	0.1ha以上の施工地（5年間の転用を制限）
対象経費	伐倒、枝払い、玉切り、集積
〔事業主体〕	市町村、林業事業体等
〔補助率〕	10/10
〔計画量〕	53ha（198ha/5年）
〔R6予算額〕	996,395千円（74,677千円）



松くい虫被害を受けた松林
（令和5年奥州市水沢黒石町）



伐採後の広葉樹への樹種転換の例

環境を保全する植栽

1-4 いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林） 【継続】

（担当）森林整備課 （事業区分）補助事業

公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地において、植栽や下刈等を実施し、公益的機能を高度かつ安定的に発揮する森林を整備する。

〔事業内容〕

対象箇所	公益林のうち前生樹が針葉樹の人工林で、針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入が乏しく、植栽によらなければ早期の更新が困難な伐採跡地（ただし公有林を除く）
植栽樹種	花粉の少ない森林への転換を促進する①～④のものとする。 ① スギ（ただし、花粉症対策品種に限る。） ② カラマツ ③ アカマツ（ただし、松くい虫抵抗性品種に限る。） ④ 広葉樹（高木性の樹種に限る。）
植栽方法	原則、低密度植栽（ヘクタール当たり1,000本以上）とし、各樹種のヘクタール当たりの本数の上限については①～④のとおりとする。 ① スギ 2,400本 ② カラマツ 2,000本 ③ アカマツ 3,200本 ④ 広葉樹 2,000本
下刈対象 鳥獣害防止対策	1年生～5年生（ただし、カラマツは1年生～3年生） 植栽と一体的に実施する食害防止柵、忌避剤散布等の鳥獣害防止対策（以下「付帯施設」）
〔事業主体〕	林業事業体等
〔補助率〕	植栽：8/10、下刈り：7/10、付帯施設：8/10
〔計画量〕	250ha（1,000ha/5年）
〔R6予算額〕	996,395千円（うち280,740千円）



公益上重要な伐採跡地への植栽のイメージ

気象害等対策

1-5 いわて環境の森整備事業（被害森林再生）【継続】

（担当）森林整備課 （事業区分）補助事業

気象災害による被害を受けた森林において、早期の更新により公益的機能を回復させるため、倒木等の被害木を除去する。

〔事業内容〕

対象森林 公益林のうち私有林であって、気象災害による被害森林
 施工面積 0.1ha以上の施工地（5年間の転用を制限）
 対象経費 倒木等の伐倒処理
 （伐倒、枝払い、玉切り、集積）

〔事業主体〕 市町村、林業事業者等

〔補助率〕 10/10

〔計画量〕 5ha（25ha/5年）

〔R6予算額〕 996,395千円（うち5,387千円）



雪害を受けたアカマツ林（令和3年平泉町）

1-6 いわて環境の森整備事業（枯死木除去）【継続】

（担当）森林整備課 （事業区分）補助事業

森林の公益的機能の回復を図るとともに、人身被害や施設損壊等の二次的被害を防止するため、倒木のおそれのある松くい虫及びナラ枯れ被害による枯死木を除去する。

〔事業内容〕

対象森林 私有林であって、病虫害（松くい虫、ナラ枯れ）による被害森林（5年間の転用を制限）
 対象樹種 アカマツ、ナラ類
 対象経費 枯死木等の伐倒処理
 （伐倒、枝払い、玉切り、集積、運搬、薬剤処理）

〔事業主体〕 市町村、林業事業者等

〔補助率〕 10/10

〔計画量〕 100m³（450m³/5年）

〔R6予算額〕 996,395千円（うち18,700千円）



松くい虫被害を受けた枯死木の除去
（令和6年遠野市）

路網整備

1-7 いわて環境の森整備事業（森林作業道整備）【継続】

（担当）林業振興課・森林整備課 （事業区分）補助事業

奥地に位置する管理の行き届かない森林において、上記1-1、1-3、1-4の事業を効率的に実施するため、作業等に必要作業道の開設等を実施する。

〔事業内容〕

規格 幅員 2.5～3.0m
 路面 砂利敷

〔補助率〕 附帯する事業と同じ

〔事業主体〕 附帯する事業と同じ

〔計画量〕 2,500m

〔R6予算額〕 996,395千円（うち15,000千円）



森林作業道整備（釜石市、整備後）

花粉症対策

2 花粉症対策等採種園整備事業 【継続】

(担当) 森林整備課 (事業区分) 県事業

花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉症対策スギやカラマツの種子の安定供給に必要な採種園を整備する。

〔事業内容〕 新たに花粉症対策スギ及びカラマツ採種園を整備
 ・花粉症対策スギミニチュア採種園 5.8ha／5年
 ・カラマツ採種園 4.2ha／5年

〔R6 予算額〕 14,566千円



スギミニチュア採種園



カラマツ採種園

林野火災対策

3 林野火災予防対策事業 【継続】

(担当) 森林整備課 (事業区分) 県事業

林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、初期消火活動に必要な資機材の整備や、林野火災を未然に防ぐための広報宣伝活動を行うとともに、地域で取り組む防火活動を支援する。

〔事業内容〕
 (1) 消火資機材の整備 初期消火資機材を配備
 (2) 広報宣伝活動 テレビCM、ラジオ、ソーシャルメディア、県と包括連携協定を締結した企業の配送車両（ヤマト運輸、佐川急便、日本郵政）による広報
 (3) 地域防火活動支援 山火事防止パトロール活動や、森林作業道等の路網マップ作成を支援

〔R5 予算額〕 8,886千円（うち県民税7,942千円）



テレビCMによる広報活動



ユーチューブによる広報活動



ボランティア活動支援
 （大船渡地区を予定）



路網マップ（宮古地区を予定）



山火事注意ステッカーを掲
 示した配送車両

II 「森林との共生」の取組

R 6 事業内容

森林づくり

4 県民参加の森林づくり促進事業 【一部新規】

(担当) 林業振興課 (事業区分) 補助事業

県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画の促進を図るため、地域住民や団体等が主体的に取り組む「森林をつくる活動」、「森林を学び活かす活動」や「森林資源を活かす活動」などを支援する。
〔事業内容〕

- (1) 森林をつくる活動(森林整備活動)
未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動等を支援。
※付带的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象。
- (2) 森林の手入れを行う多様な人材育成活動 (担い手育成活動)
新たに活動する個人や非営利団体等を対象とし、森林施業等の研修活動を支援。
- (3) 森林を学び活かす活動 (森林環境学習活動)
森林整備の必要性等を学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習及びこれと連動した活動等を支援。
- (4) 森林資源を活かす活動 (県産材利用促進活動)
木材・木材製品等の県産材利用促進活動や公的森林公園における県産材利用促進活動を支援。
- (5) いわたの森林の感謝祭
全国植樹祭のレガシーを継承し、森林の公益的機能に対する県民理解を促進するため「いわたの森林の感謝祭」を開催。

〔補助率〕

- (1)~(3) 定額 (上限100万円)
- (4) 県産材利用促進：1/3 (上限100万円)
森林公園整備：定額 (上限250万円)

〔事業主体〕

市町村、各種団体 (地域住民団体、NPO等)

〔R 6 予算額〕 31,741千円



一般社団法人東北・広域森林マネジメント機構
人材育成活動 釜石市

5 森林・山村多面的機能発揮対策事業 【継続】

(担当) 森林整備課 (事業区分) 補助事業

森林の多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が共同で行う森林の保全活動や山村地域の活性化などの取組を支援する。

〔事業内容〕 地域協議会を通じて、森林所有者や地域住民等で構成した活動組織が実施する森林整備や森林資源の利活用、路網の整備等を支援する。

〔補助率〕 1/8等 (国3/4、市町村1/8等)

〔事業主体〕 いわた里山再生地域協議会 (活動主体：地域住民等による活動組織)

〔R 6 予算額〕 20,368千円 (うち県民税20,238千円)



【地域環境保全タイプ】
雑草木の刈払い (紫波町)



【森林資源利用タイプ】
薪づくり (滝沢市)

木育等推進

6 木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用の取組

(担当) 林業振興課

(事業区分) 県事業

県産木材の温もりや心地よさの体感等を通じ、木材利用の意義や森林づくりへの理解醸成・普及啓発を図るため、県民向け施設等における県産木材の利用を推進する。

〔事業内容〕

- (1) 木育の推進を目的とし、教育施設において、木材製品の設置などを実施
- (2) 木育の推進及び県産木材の普及啓発を目的とし、公共的施設において、木材製品の設置などを実施

〔R6年度設置施設〕

- (1) 教育施設

県立病院院内保育所

- (2) 公共的施設

岩手県民会館、野外活動センター、県立県北青少年の家、県立県南青少年の家

〔R6予算額〕 14,389千円

森林環境学習

7 いわて森のゼミナール推進事業 【継続】

(担当) 森林整備課

(事業区分) 県事業

森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童・生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業やカーボンニュートラルに関して学習する機会を提供する。

〔事業内容〕

- (1) 森林環境学習会

小中学校や各種団体等における樹木観察会や木工・クラフト体験等の取組に対し、森林インストラクター等の講師派遣を実施

- (2) 森林環境学習指導者研修会（指導者研修会、情報交換会）

地域住民による森林環境学習などの取組が県内各地で活発に行われるよう、森林環境学習などを実践するリーダーのスキルアップを図る指導者研修と情報交換会を実施

- (3) Jークレジット制度普及促進セミナー

Jークレジット制度の普及促進を図るため、Jークレジット制度の概要及び活用等について紹介するセミナーを開催

〔R6予算額〕 5,021千円



森林環境学習会（九戸村）



森林環境学習指導者研修会（盛岡市）

9 森林公園機能強化事業 【継続】（事業実施期間：R3～）

(担当) 森林保全課

(事業区分) 県事業

広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育拠点施設である森林公園の機能強化を実施する。

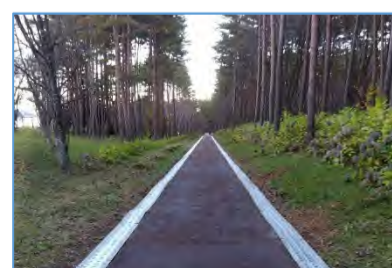
【令和5年度整備内容】 県民の森（八幡平市）

〔事業内容〕

多様な年齢層への対応（木質資源有効活用事例展示施設（チップサイロ）整備、木育スペース木製玩具補填）

〔計画個所数〕 県民の森ほか森林公園 4カ所

〔R6予算額〕 13,998千円



遊歩道整備



看板塔整備

普及啓発

10 いわたの森林づくり普及啓発事業 【継続】

(担当) 林業振興課 (事業区分) 県事業

県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、県民税の認知度向上を図るため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわたの森林づくり県民税の趣旨や取組などについて発信する。

〔事業内容〕

- (1) 森林環境学習支援ガイドブックの配布 (県内小学5年生に配布)
- (2) 普及啓発チラシの配布

〔R6予算額〕 1,426千円



森林環境学習支援ガイドブック



普及啓発チラシ

人材育成

11 いわた森林づくり推進人材育成事業 【継続】

(担当) 森林整備課 (事業区分) 県事業

地域における森林整備活動を推進するため、公益的機能の維持増進に向けた森林の整備・保全等に関する幅広い専門知識と技術を有し、地域に根ざして関係者の合意形成等を図る人材を育成する。

〔事業内容〕

- ・地域の森林整備活動の核となることが期待される者を対象として、環境重視の森林づくり研修、合意形成のためのコミュニケーション研修、森林づくり活動安全講習等を実施
- ・すべての過程の修了者を「いわた森林づくりコーディネーター」に認定

〔育成人数〕 新規受講者 14名/年

〔R6予算額〕 2,870千円



更新樹種の確認 (遠野市)



森林づくり活動実践研修 (矢巾町)

普及啓発

12 第73回全国植樹祭いわて2023の植栽木の追加管理経費 【新規】(事業実施期間：R6)

(担当) 県土整備部都市計画課 (事業区分) 県事業

令和5年6月4日に開催した第73回全国植樹祭の代表者記念植樹及び一般招待者記念植樹の植栽木について、雑草木の刈払い管理を行い、全国植樹祭のレガシーとして継承していく。

[事業内容]

- (1) 全国植樹祭の記念植樹植栽木の管理
国営西エリアのうち6,826.09㎡



[R6 予算額] 5,339千円 (うち県民税5,339千円)



代表者記念植樹



一般招待者記念植樹



いわて環境の森整備事業 モニタリング調査 令和5年度調査報告

資料No.3

岩手県林業技術センター 研究部

調査結果の概要

- 8地区に11調査区を設置し、平成28年度（間伐7～9年後）まで毎年、植栽木の成長、光環境の変化、下層植生の変化を測定した。その後は、調査区を抽出して調査を継続してきた。
- 令和5年度は、赤沢、達曽部及び玉崎の3地区（6調査区）で、間伐16年後の全3項目の調査を実施した。
- 3地区は、平成19年度に間伐が実施されており、樹種は、スギまたはヒノキ、間伐当時の林齢26～49年生、本数間伐率40.7～53.8%、材積間伐率21.1～38.3%であった。
- 植栽木（間伐残存木）は、スギおよびヒノキで、間伐後も樹高、胸高直径が増加していた。
- 植栽木以外の木本種の密度は間伐前と比べると、間伐16年後で、概ね密度が多い傾向で、間伐の効果が確認された。
- 林内の光環境は間伐1～2年後までに、林内の光環境が改善したが、間伐16年後には間伐前に近い値となった。
- 間伐16年後の植栽木について相対幹距比など密度管理指標を算出したところ、適正な範囲を維持している調査区はわずかであった。
- 階層構造の変化をみると、間伐16年後には、間伐前と比べて、概ねどの調査区でも階層構造の草本層、低木層など植被率が增加する傾向がみられた。

1. 調査の背景・目的

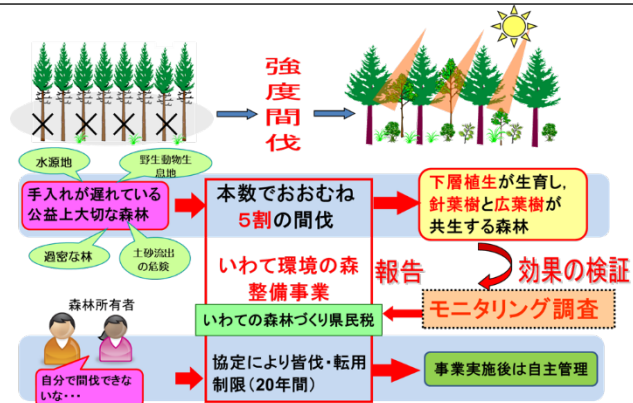


図-1 いわて環境の森整備事業の内容とモニタリング調査の目的

2. 調査箇所と調査方法

(1) 調査箇所の概況と位置

表-1 モニタリング調査地一覧

設置・間伐年度	地区名	所在地	植栽樹種	間伐時林齢	調査区数
H19	赤沢	紫波町赤沢	スギ	49年	1
H19	達曽部	遠野市宮守町達曽部	スギ	26年	3
H19	玉崎	奥州市江刺区玉里	ヒノキ	33年	2
H20	夏井	久慈市夏井町	アカマツ	42年	1
H20	野黒沢	二戸市浄法寺町	カラマツ	43年	1
H20	根白	大船渡市三陸町吉浜	スギ	43年	1
H21	拝峠	花巻市東和町石鳩岡	スギ	25年	1
H21	川目	釜石市川目	スギ	31年	1

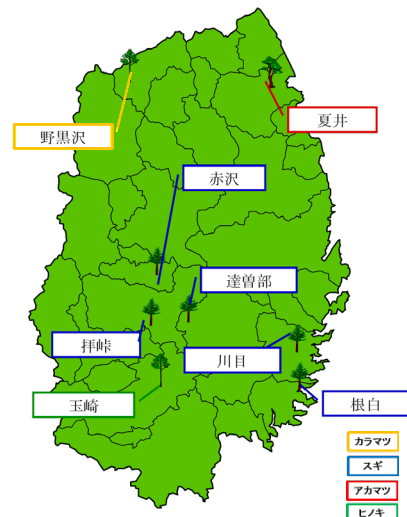


図-2 モニタリング調査位置図

(2) 調査方法

調査木の区分（図-3 左）ごとに異なる面積の調査区を設けている。令和5年度は赤沢、達曽部および玉崎の3地区において(1)上層木調査(植栽木等の毎木調査)、(2)下層植生調査、(3)光環境調査を行った(図-3 右)。調査結果から、密度管理指標として収量比数^{※1}、相対幹距比^{※2}、樹冠長率^{※3}、および形状比^{※4}を算出した。

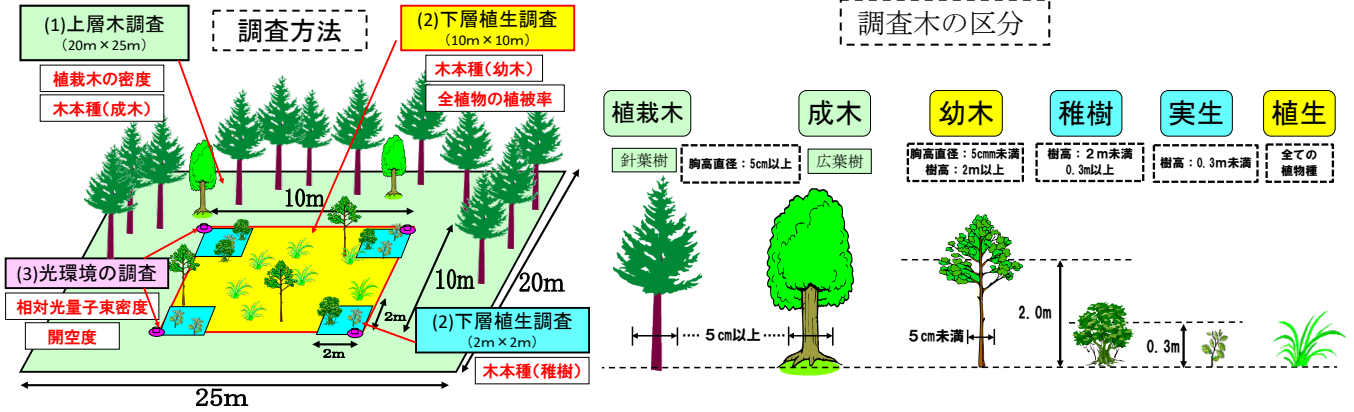


図-3 調査方法の概要と調査木の大きさによる区分

3. 調査結果

(1) 全調査区の概況

表-2 各調査区における間伐当時の概況

間伐年度	調査区名	植栽樹種	伐採時 林齢 年	立木本数 本/ha		本数 間伐率 %	材積 間伐率 %	胸高断面 積 間伐率 %	平均樹高 m		平均直径 cm		収量比数	
				間伐前	間伐後				間伐前	間伐後	間伐前	間伐後	間伐前	間伐後
19	赤沢	スギ	49	1,000	540	46.0	32.3	33.2	22.6	23.8	28.0	31.4	0.75	0.55
19	達曽部①	スギ	26	2,700	1,560	42.2	21.1	23.7	14.6	16.2	16.5	19.4	0.88	0.73
19	達曽部②	スギ	26	2,360	1,360	42.4	22.6	20.1	13.8	15.3	15.8	19.2	0.80	0.65
19	達曽部③	スギ	26	2,160	1,280	40.7	21.7	19.1	13.6	14.8	16.2	19.1	0.75	0.61
20	根白	スギ	43	1,580	900	43.0	34.5	35.4	17.4	17.9	23.4	25.3	0.78	0.58
21	拝峠	スギ	25	2,160	1,220	43.5	19.6	25.1	16.6	18.1	19.7	23.2	0.87	0.70
21	川目	スギ	31	2,240	1,140	49.1	23.5	27.0	18.7	20.2	21.0	25.5	0.93	0.74
19	玉崎①	ヒノキ	33	1,600	800	50.0	37.5	37.4	15.5	16.6	22.0	24.3	—	—
19	玉崎②	ヒノキ	33	2,080	960	53.8	38.3	35.8	15.1	16.2	18.5	21.1	—	—
20	夏井	アカマツ	42	1,940	1,080	44.3	29.5	27.1	16.0	16.2	18.0	20.4	0.89	0.79
20	野黒沢	カラマツ	43	1,180	540	54.2	39.8	37.4	18.3	18.8	22.4	26.7	0.81	0.58

* 太枠が今年度の調査地

- ※1 収量比数：植栽木間の成長競争により劣勢木が自然に枯死する最も混んだ状態を1とし、それに対してどの程度空いているかを0~1の範囲で示したもの。上層木の平均樹高と1ha当たりの本数から算出する。一般に収量比数が0.8以上で混みすぎ、0.6以下で空きすぎとされる。
- ※2 相対幹距比：相対幹距比(%) = 10,000 / (平均樹高 × √(ha 当たりの本数)) の式で算出する。相対幹距比が小さくなると密、大きくなると疎となり、17~22%ぐらいが適切な密度とされる。
- ※3 樹冠長率：樹冠長率(%) = (樹高 - 枝下高) / 樹高の式で算出する。気象災害に対して安全性の高い林分を長く維持していくためには、樹冠長率を40から60%の間で管理することが望ましいとされる。
- ※4 形状比：形状比 = 樹高 / 胸高直径の式で算出する。形状比が80を超えると気象災害に対して危険性が高くなり、70以下で安全性が高いとされる。

(2) 3地区における間伐16年後までの状況

① 植栽木の成長

間伐前（H19年）から間伐16年後（R5）までの植栽木（残存木）の平均樹高、平均胸高直径及び材積を示した(図-4)。平均樹高、平均胸高直径及び材積とも、年々増加していた。平均樹高は、間伐直後（H20）の約1.26（1.12～1.32）倍になっていた。平均胸高直径も間伐直後（H20）の約1.27（1.14～1.34）倍になっていた。

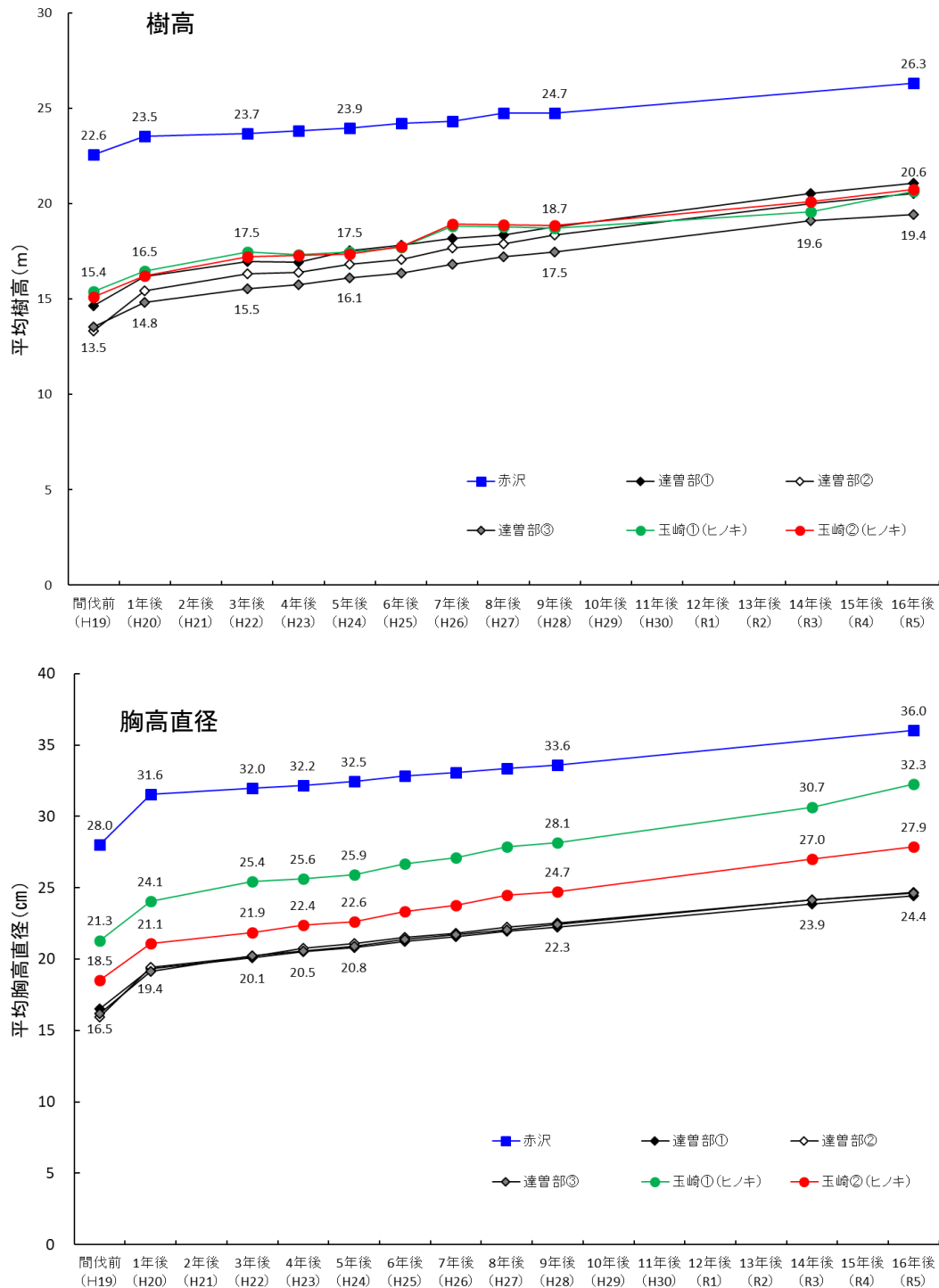


図-4 赤沢・達曽部・玉崎地区における植栽木（間伐残存木）の成長

②植栽木以外の木本種本数の変化

3地区における間伐前(H19)、間伐1年後(H20)、間伐5年後(H24)、間伐8年後(H27)、間伐16年後(R5)の植栽木以外の木本種の密度変化を図-5に示した。

植栽木以外の木本種の密度は間伐前と比べると、間伐16年後でも、概ね密度が多い傾向で、間伐の効果を確認された。

稚樹や実生の密度は、間伐に対する密度変化は、概ね類似しており、間伐1年後から8年後までは、稚樹や実生が増加傾向を示し、間伐16年後には、現象傾向を示すようになった。

稚樹や実生の上層を占める幼木や成木の密度変化は、林分によって概ね2パターンがみられた。

赤沢地区(スギ)および、玉崎地区(ヒノキ)地区は、稚樹や実生が成長して幼木や成木の密度が増加していた。一方、達曽部地区(スギ)では、間伐後、いったん幼木や成木の密度が増加傾向をしましたが、間伐16年後までには密度が減少傾向に転じていた。

このような幼木と成木の密度変化は、間伐率の違いが要因のひとつと考えられた。

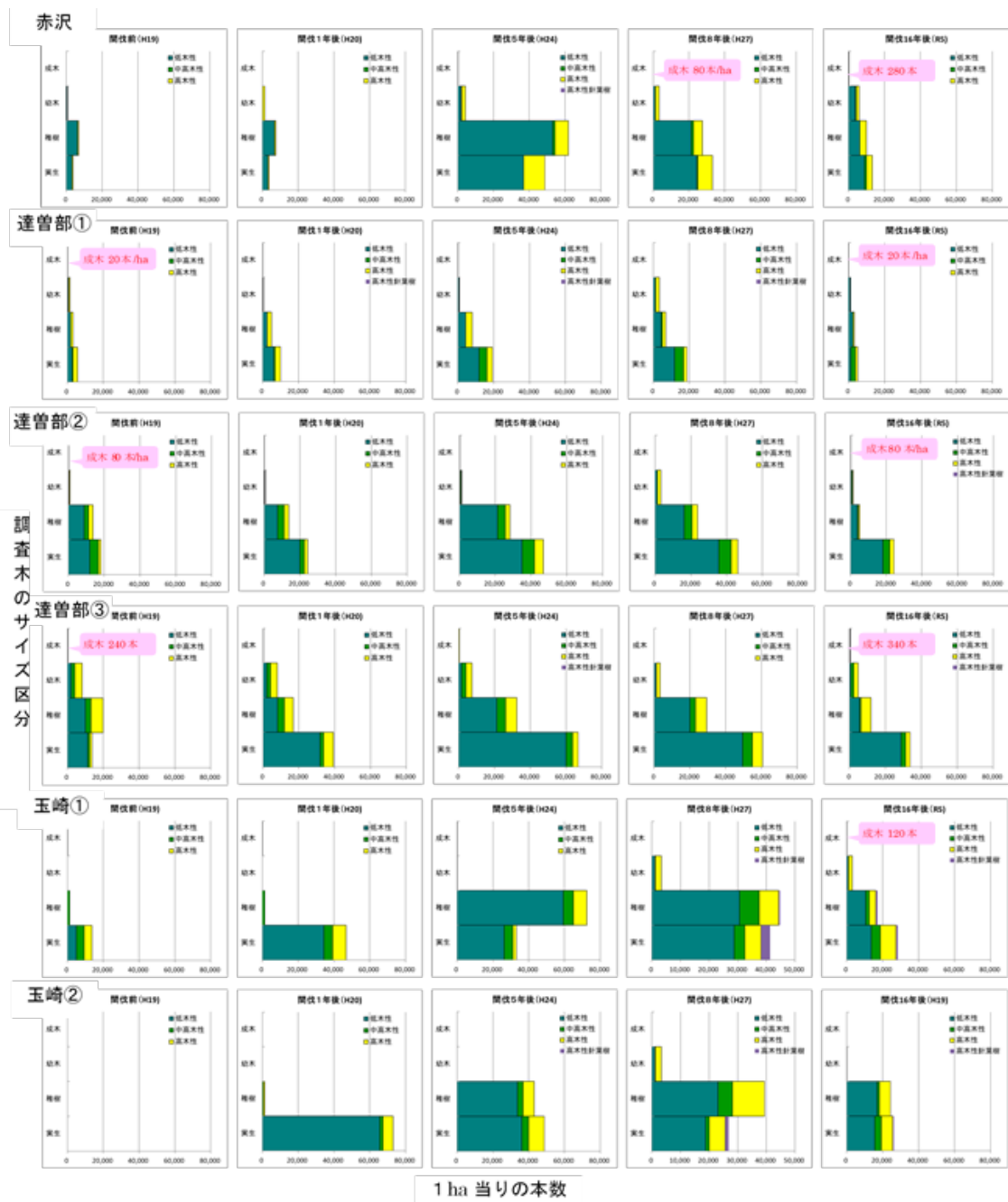


図-5 3地区における植栽木以外の木本種本数の変化

③ 下層植生の植被率

3 地区における間伐前 (H19) から間伐 16 年後 (R5) までの下層植生の植被率を図-6 に示した。間伐前は 1~48.8% と大きな違いがあったが、どの調査区でも間伐後増加し、概ね数年後にはピークを迎え、その後は、減少傾向に転じていた。

3 地区のうち 1 地区では、植被率が全体的に低い傾向がみられたが、間伐率とシカによる食害の影響によるとものと考えられる。

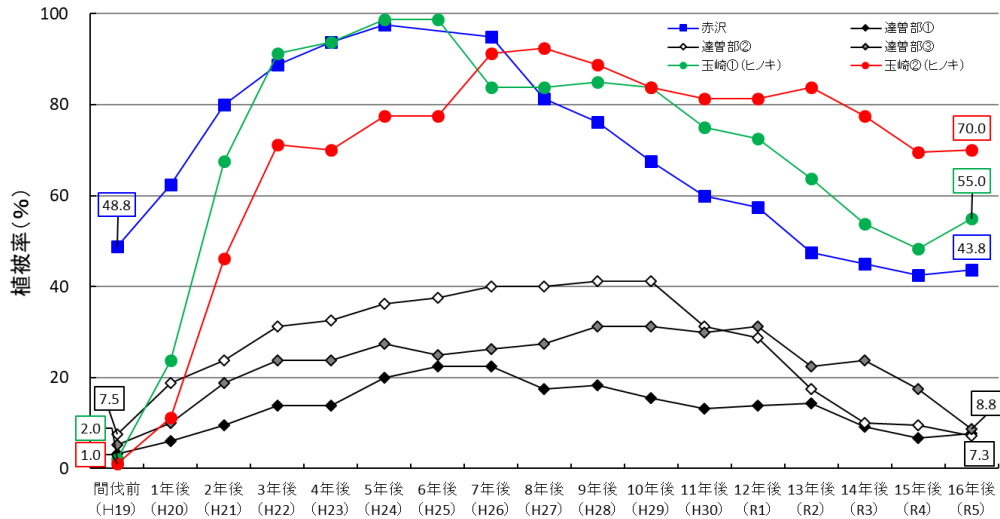


図-6 赤沢・達曽部・玉崎地区における下層植生の植被率の変化

④ 林内の光環境

3 地区における間伐前 (H19) から間伐 16 年後 (R5) までの相対光量子束密度を図-7 に示した。どの調査区でも、間伐 1~2 年後までに、林内の光環境が改善した。

その後は、徐々に相対光量子束密度が低下傾向となった

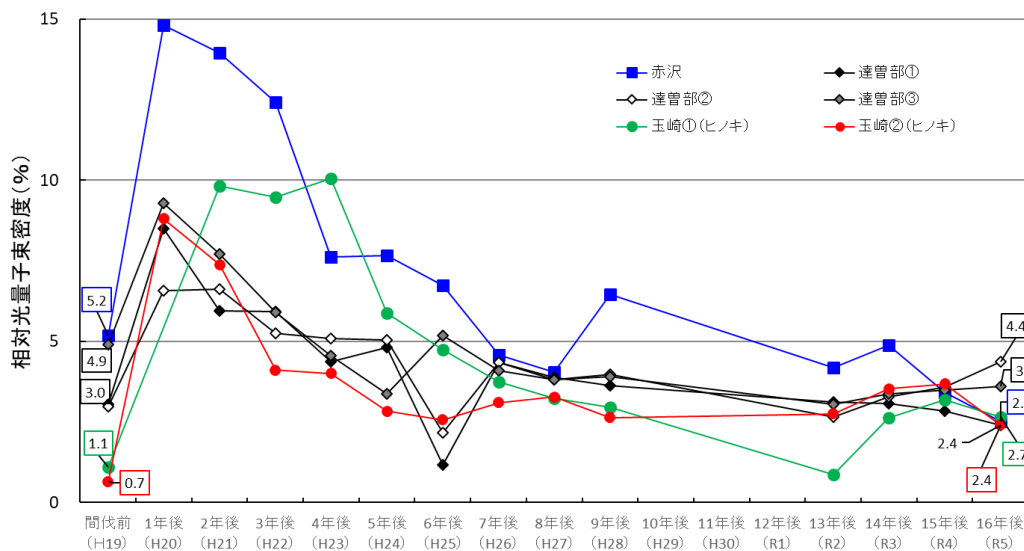


図-7 赤沢・達曽部・玉崎における相対光量子束密度の変化

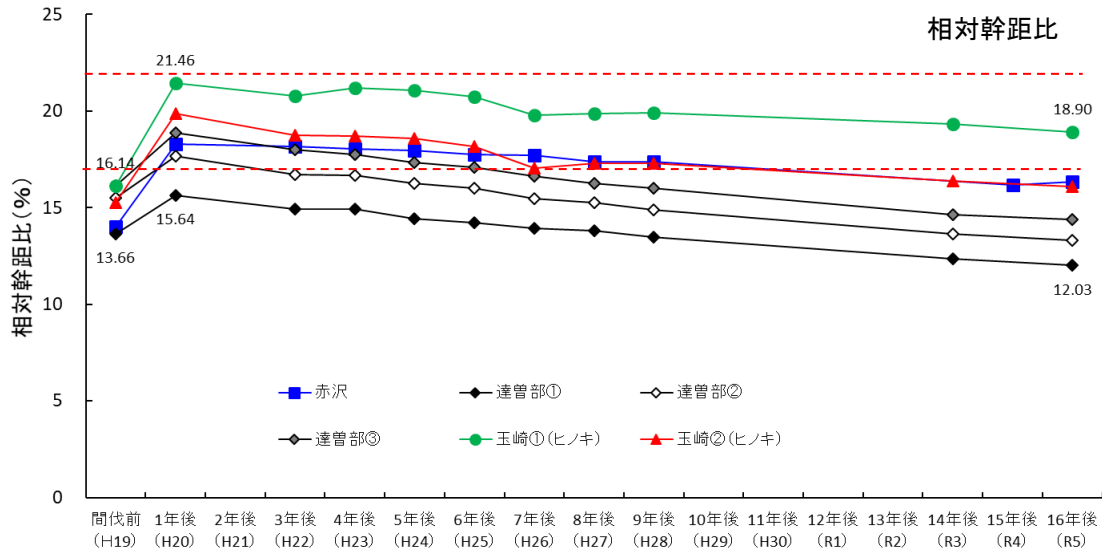
※6 相対光量子束密度：植物が光合成で利用する光の波長領域をセンサーにより測定した値が光量子束密度で、相対光量子束密度は林外で測定した値に対する林内で測定した値の割合を示し、林内の明るさの指標となる。測定は地上 1.2m の高さで実施した。

⑤ 密度管理指標の算出

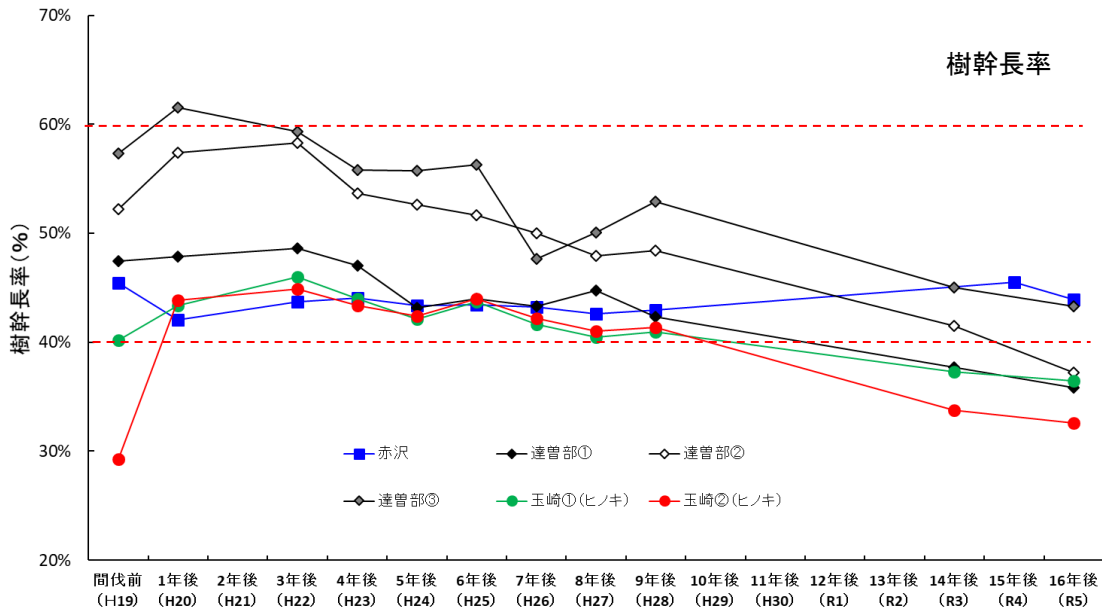
3地区における間伐前（H19）から間伐16年後（R5）までの植栽木（残存木）の相対幹距比の変化を図-8に示した。

間伐1年後には、相対幹距比が改善されたが、その後は、徐々に値が低下し、間伐16年後では、適正値を維持しているのは6調査区中1調査区のみであった。

樹冠長率は、間伐9年後までは、適正な値の範囲であったが、間伐16年後では、適正値を維持しているのは6調査区中2調査区であった。



* 赤点線が適正密度の目安



* 赤点線が適正割合の目安

図-8 赤沢・達曽部・玉崎地区における植栽木（間伐残存木）の相対幹距比と樹幹長率の変化

⑥ 林分構造の変化

3地区における間伐前（H19）、間伐5年後（H24）、間伐9年後（H28）、間伐16年後（R5）の階層構造の変化を図-9に示した。

間伐16年後には、間伐前と比べると、概ねどの調査区でも草本層、低木層など植被率が増加する傾向がみられ、間伐の効果が確認された。

特に、玉崎地区では、間伐前、草本層がごくわずかにみられるだけだったが、間伐5年後には低木層が発達し、間伐16年後には亜高木層がみられる場合もあった。

また、赤沢地区でも、間伐によって亜高木層の発達がみられた。

達曽部地区では、間伐によって高木層が減少し、代わりに下層で広葉樹が繁茂し、階層構造に変化が生じたことが確認された。

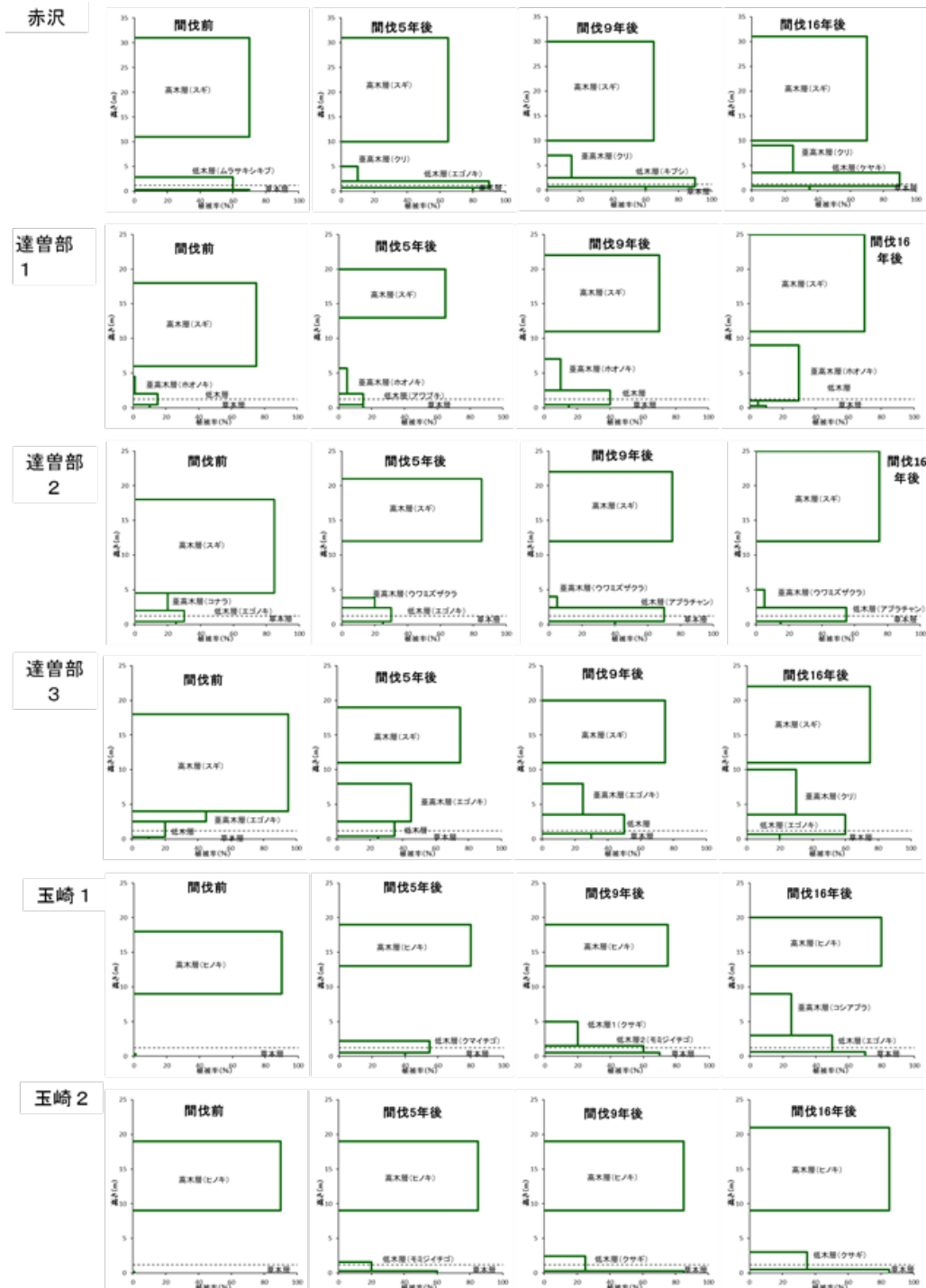


図-9 赤沢・達曽部・玉崎地区における植栽木（間伐残存木）の相対幹距比と樹幹長率の変化

赤沢地区

達音部2地区

玉崎1地区

(H19) 間伐前



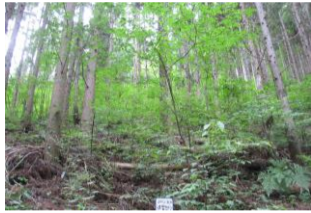
(H20) 間伐1年後



(H22) 間伐3年後



(H24) 間伐5年後



(H26) 間伐7年後



(H28) 間伐9年後



(H30) 間伐11年後



(R1) 間伐12年後



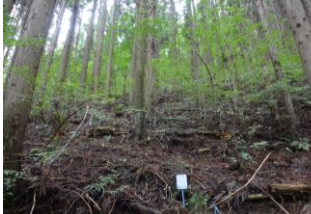
(R2) 間伐13年後



(R3) 間伐14年後



(R4) 間伐15年後



(R5) 間伐16年後



根白地区

夏井地区
アカマツ

野黒沢地区

(H20)
間伐前



(H21)
間伐1年後



(H23)
間伐3年後



(H25)
間伐5年後



(H27)
間伐7年後



(H29)
間伐9年後



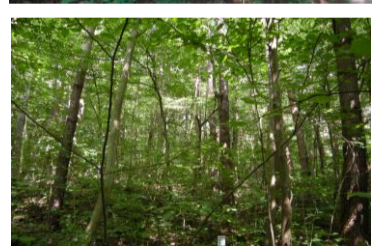
(H30)
間伐10年後



(R1)
間伐11年後



(R2)
間伐12年後



(R3)
間伐13年後



(R4)
間伐14年後



(R5)
間伐15年後



※ 20×25

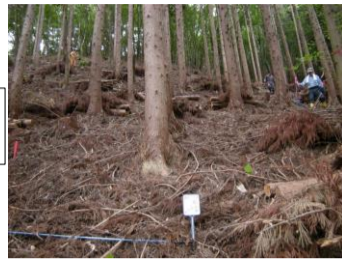
川目地区
スギ

拝峠地区
スギ

間伐前
(H21)



間伐1年後
(H22)



間伐3年後
(H24)



間伐5年後
(H26)



間伐7年後
(H28)



間伐9年後
(H30)



間伐10年後
(R1)



間伐11年後
(R2)



間伐12年後
(R3)



間伐13年後
(R4)



間伐14年後
(R5)



いわて環境の森整備事業（森林作業道整備）における採択基準等の見直しについて

【要旨】

いわて環境の森整備事業（森林作業道整備）の採択基準等について、森林作業道の整備延長や補修に係る要件の見直しを行うもの。

1 森林作業道整備延長の見直し

(1) 見直しの理由

現行の実施要領では、施工地外の作業道整備は、施工地内の整備の範囲内とされており、施工面積が小さい場合、施工地外で整備できる延長が短くなることから、その要件を見直すもの。

(2) 見直しの内容

【いわて環境の森整備事業補助実施要領 別表】資料 No. 4-2

見直し前	7 森林作業道整備 採択基準 (3) 整備する森林作業道について、 <u>施工地内の延長は、施工地外の延長以上であること。</u>
見直し後	7 森林作業道整備 採択基準 (3) 整備する森林作業道について、 <u>作業道整備に係る事業費は、関連森林整備の事業費を超えないこと。</u>

【いわて環境の森整備事業森林作業道整備実施基準】資料 No. 4-3

見直し前	第2 森林作業道整備の実施要件 (4) 森林作業道整備等の延長には、関連森林整備の施工地に到達するために作設するものを含めることができるものとするが、 <u>関連森林整備の施工地内の延長を超えないものとする。</u>
見直し後	第2 森林作業道整備の実施要件 (4) 森林作業道整備等の延長には、関連森林整備の施工地に到達するために作設するものを含めることができるものとするが、 <u>作業道整備に係る事業費は、関連森林整備の事業費を超えないものとする。</u>

2 混交林誘導伐の対象経費の見直し

(1) 見直しの理由

現行の実施要領では、混交林誘導伐の作業道補修に要する機械の運搬経費に限られていることから、作業道補修の実施に係る経費を対象とするよう、要件を見直すもの。

(2) 見直しの内容

【いわて環境の森整備事業補助実施要領 別表】資料 No. 4-2

見直し前	1 混交林誘導伐 対象経費 (3) 事業の実施に必要な歩道の整備、作業道等の補修（ <u>補修に必要な機械の運搬</u> ）に要する経費
見直し後	1 混交林誘導伐 対象経費 (3) 事業の実施に必要な歩道の整備、作業道等の補修に要する経費

いわて環境の森整備事業補助実施要領

(目的)

第1 この要領は、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるいわて環境の森整備事業（以下「整備事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において、「公益林」とは、市町村森林整備計画（森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第10条の5に規定する計画をいう。）に定める「生態系保全森林」、「生活環境保全森林」、「県土水源保全森林」のいずれかに区分される森林をいう。

(事業の内容等)

第3 整備事業の事業種目、事業対象、事業内容、対象経費、補助事業者及び採択基準は、別表のとおりとする。

(施工地調書の提出)

第4 市町村、林業事業体等（森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体）、特定非営利活動法人等（以下「補助事業者」という。）は、整備事業を実施しようとするときは、その整備対象森林について、いわて環境の森整備事業施工地調書（様式第1号）。以下「施工地調書」という。）を作成し、事業施工地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者（「市町村」を除く。）は、整備事業を実施しようとする森林が公益林となっていない場合は、森林所有者との連名により当該森林の所在する市町村長に変更の申入れを書面で行い、公益林への変更の同意を得るものとし、申入れた書面の写しを施工地調書に添付するものとする。

なお、市町村が公益林となっていない森林で事業を実施しようとする場合は、公益林への変更を行うことを確約する書面を施工地調書に添付するものとする。

3 局長は、施工地調書の提出があったときは、施工地調書の内容を審査し、農林水産部長（以下「部長」という。）に意見を付して施工地調書を提出しなければならない。

4 部長は、前項の規定による施工地調書の提出があったときは、内容を審査し、事業を実施することが適当と認めるときは、様式第2号により局長に通知するものとする。

5 局長は、前項の通知があったときは、様式第3号により補助事業者に対して整備対象森林の承認を行うものとする。

(県の助成措置)

第5 県は、前条で承認された整備対象森林において、毎年度予算の範囲内で整備事業に必要な経費又は定額について、補助事業者に対して補助金を交付する。

(整備事業の適正な執行の確保等)

第6 補助事業者は、整備事業の実施について、必要に応じて県の指導、助言及び調査等に応じるものとする。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

別表

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採択基準
1 混交林誘導伐	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林の人工林であって、下記に該当する森林。 ① 水源地域等の上流域の森林 ② 野生動植物生育の場として重要な森林 ③ 自然林に戻すことにより、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 ④ 上記に準ずる森林</p> <p>(2) 協定締結 県と森林所有者及び補助事業者は、事業対象森林についての伐採制限等を含む整備協定を締結する。</p> <p>【整備協定の内容】 ① 協定締結期間中(20年)は対象森林での皆伐・開発等による転用を制限 ② 必要に応じ、森林体験や学習の場として対象森林の使用に協力</p> <p>(3) 事業内容 協定が締結された森林(協定の締結が見込まれる森林を含む)について、森林の現況に応じて混交林誘導伐を実施し、針広混交林へ誘導・整備する。 ① 混交林誘導伐 植栽木について、本数率で概ね50パーセント以上の間伐(混交林誘導伐)を実施するもの。 なお、間伐木については、土留柵等に活用し、残木は対象森林の区域内に集積する。 ② 間伐材有効利用モデル 混交林誘導伐により発生した未利用間伐材を有効活用するため、間伐木を林縁まで搬出・集積のうえ、木材加工施設等へ運搬するもの。</p>	<p>(1) 混交林誘導伐(選木、伐木、枝払い、玉切り、集積)に要する経費 (2) 混交林誘導伐の実施により発生する間伐材の有効利用(間伐木の搬出、集積等に必要ない機械等の運搬)及び間伐材を木材加工工場等への運搬に要する経費 (3) 事業の実施に必要な歩道の整備、作業道等の補修(補修に必要な機械の運搬)に要する経費 (4) 事業実施箇所(土留柵等)の保全に必要な経費</p>	<p>(1) 市町村 林業事業者等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者)。 (2) 事業実施内容のうち、間伐材の有効利用に要する経費は、公共施設での木質バイオマス利用など間伐材利用の波及効果が高い取組に限る。</p>	<p>(1) 対象樹種は、人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹とする。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要で、立木の密度が高い森林については、対象とするものとする。 (2) 対象年齢は、原則として4から12歳級とする。 ただし、3歳級及び13歳級以上であつても、地域において保全上重要な森林で、立木の密度が高い、本事業の計画に加えるべき森林については、対象年齢として取扱うものとする。 (3) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。 (4) 間伐材有効利用モデルの事業内容は、公共施設での木質バイオマス利用など間伐材利用の波及効果が高い取組に限る。</p>

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採択基準
2 ナラ林健全化	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林であってナラ類を含む広葉樹林。</p> <p>(2) 事業内容 ナラ類を含む広葉樹林を伐倒し、ナラ枯れ被害を受けない、若い広葉樹林に更新する。ただし、胸高直径10センチメートル以下は伐採の対象としない。</p> <p>① ナラ類を含む広葉樹を伐倒し、直径10センチメートル以上の樹幹部及び枝条部を全て林外に搬出する。</p> <p>② 前年又は当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径2キロメートル以内の区域から搬出したナラ類を含む広葉樹は、春実施(4～6月)であれば、6月20日、秋実施(7～3月)であれば、3月20日までにチップ工場等で破砕処理(破砕後の木片の厚さ10ミリメートル以下)を行う。</p>	<p>ナラ類を含む広葉樹林の更新(伐倒、玉切り、搬出、集積)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業者等(森林整備事業指名競争入札業指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者)</p>	<p>(1) 前年又は当年にナラ枯れ被害(ブナ科樹木萎凋病)が発生した地点から半径30キロメートル以内の区域にあるナラ類を含む広葉樹</p> <p>(2) 対象年齢は6歳級以上とする。</p> <p>(3) 1 施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p>
3 アカマツ林広葉樹林化	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち私有林であって、伐採後に広葉樹林への更新が見込まれるアカマツ林。</p> <p>(2) 事業内容 広葉樹林へ更新するため、アカマツの枯損木や生立木等を伐倒する。</p>	<p>アカマツ枯損木等の伐採(伐倒、枝払い、玉切り、集積)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業者等(森林整備事業指名競争入札業指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体にいる事業者のうち、岩手県松くい虫防除技術専門員が所属する者)</p>	<p>(1) 松くい虫被害防除監視帯(平成22年2月12日森整第860号知事通知に定める区域)及び松くい虫被害が発生している地域。</p> <p>ただし、標高おおむね500メートル以上は除くものとする。</p> <p>(2) 対象年齢は、原則として4から12歳級とする。</p> <p>ただし、3歳級及び13歳級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象年齢として取扱うものとする。</p> <p>(3) 1 施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p>

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採択基準
4 森林環境再生造林	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林であって、下記に該当する森林。 ① 現状が未立木地等であり、植栽によらなければ遷移が進む見込みがない森林。 ② 前生樹が針葉樹の伐採跡地で、針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入が乏しく、植栽によらなければ早期の更新が困難な森林。</p> <p>(2) 事業内容 事業対象森林において、植栽等を実施し、早期に森林環境を再生する。 ① 植栽 地植え及び植栽を実施 ② 鳥獣害防止施設等整備 植栽木を保全するため鳥獣害防止施設等の整備を実施 ③ 下刈り 植栽木を生育させるため下刈り(雑草木の除去)を実施</p>	<p>(1) 植栽(地植え、苗木代、苗木運搬、植付)に要する経費 (2) 鳥獣害防止施設等整備(シカ食害防止ネット柵又はシカ食害防止チューブの設置及び忌避剤の散布)に要する経費 (3) 下刈り(雑草木の除去)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村 (2) 林業事業者等(森林整備事業等請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者) (3) 特定非営利活動法人、各種団体(非営利団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限る。)及び県内に事務所又は事業所を有する法人</p>	<p>(1) 1 施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。 (2) 植栽する樹種は、花粉の少ない森林への転換を促進する次のものとする。 ① スギ(ただし、花粉症対策品種に限る。) ② カラマツ ③ アカマツ(ただし、松くい虫抵抗性品種に限る。) ④ 広葉樹(高木性の樹種に限る。) (3) 植栽本数は、原則、低密度植栽とし、各樹種の1ヘクタール当たりの本数を次のとおりとする。 ① スギ 1,000本～2,400本 ② カラマツ1,000本～2,000本 ③ アカマツ1,000本～3,200本 ④ 広葉樹1,000本～2,000本 (4) 下刈りは、1年生から5年生(ただし、カラマツについては、原則、1年生から3年生)までとする。</p>

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採択基準
5 被害森林再生	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち私有林であって、気象災害が発生した森林。</p> <p>(2) 事業内容 森林の更新を促すため、被害木(幹折れ、根返り、傾斜)を除去する。</p>	<p>(1) 被害木の伐倒処理(伐倒、枝払い、玉切り、集積)に要する経費</p> <p>(2) 事業の実施に必要な作業道の補修(補修に必要な機械の運搬)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村 (2) 林業事業者等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者)</p>	<p>(1) 1 施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p>
6 枯死木除去	<p>(1) 事業対象森林 県内の森林法第5条に定める森林のうち私有林。</p> <p>(2) 事業内容 倒木のおそれのある枯死木を伐倒処理し人身被害や施設損壊の二次的被害を防止する。</p>	<p>枯死木及び伐倒処理に支障のある生立木の除去(伐倒、枝払い、玉切り、集積、運搬、薬剤処理)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村 (2) 林業事業者等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者)</p>	<p>(1) 松くい虫又はナラ枯れ被害による枯死経過木(マツノマダラカミキリ又はカシノナガキクイムシ)が羽化脱出した後の枯死木)であること。</p> <p>(2) 公共施設、道路又は住宅等の周辺で、人身被害や施設損壊の可能性が高いもの。</p> <p>ただし、森林所有者が住宅等の所有者と同一である場合には、除くものとする。</p>
7 森林作業道整備	<p>(1) 事業対象 「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)のいずれかの事業と一体的に整備する森林作業道</p> <p>(2) 事業内容 混交林誘導伐等の森林整備を効率的に実施するために必要な森林作業道を整備する。</p>	<p>「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)のいずれかの事業と一体的に実施する森林作業道の開設及び改良に要する経費</p>	<p>一体的に実施する事業に同じ</p>	<p>(1) 「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)のいずれかの事業と一体的に実施すること。</p> <p>(2) 森林作業道の規格は、岩手県森林作業道作設計針に適合し、別に定める基準の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 整備する森林作業道について、施工地内の延長は、施工地外の延長以上であること。</p>

いわて環境の森整備事業森林作業道整備実施基準

令和3年3月25日 林振第609号

第1 趣旨

いわて環境の森整備事業における森林作業道（主に高性能林業機械等の林業用機械（2トン積程度の小型トラックを含む。）が通行可能な簡易な施設をいう。）の開設及び改良（以下「森林作業道整備」という。）の実施については、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、いわて環境の森整備事業補助実施要領（以下「実施要領」という。）及びいわて環境の森整備事業（混交林誘導伐）補助実施要領の運用について（以下「運用」という。）によるほか、この実施基準によるものとする。

第2 森林作業道整備の実施要件

- (1) 森林作業道は、森林整備に係る労務の輸送、資材の搬入及び間伐材等の搬出等を目的に設置するものであり、いわて環境の森整備事業により実施する森林整備（以下「関連森林整備」という。）に必ず附随するものとし、森林作業道の開設及び改良のみを事業の対象としないものとする。
- (2) 森林作業道の開設については、関連森林整備の開始時期に原則2年を限度として先行することができるものとする。なお、森林作業道の開設後おおむね2年以内に関連森林整備に着手しない場合は、交付を受けた森林作業道の開設に係る開設補助金を返還しなければならない。
- (3) 森林作業道の終点は、関連森林整備の施工地内とする。
- (4) 森林作業道整備等の延長には、関連森林整備の施工地に到達するために作設するものを含めることができるものとするが、関連森林整備の施工地内の延長を超えないものとする。
- (5) 森林作業道の改良については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。
 - ア 森林整備事業等で開設した森林作業道等（作業道及び作業路を含む。イにおいて同じ。）であって、開設後5年以上を経過したものを対象とすること。
 - イ 当該森林作業道の開設又は前回は改良と一体的に実施することとされている関連森林整備が終了した後に行うものであること。
 - ウ 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施工することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
 - エ 改良の内容については、切土、盛土、路盤工及び排水工等とし、維持管理に係る工種は対象としないこと。

第3 施工地調書の提出

森林作業道整備の補助を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ実施要領第4に規定するいわて環境の森整備事業施工地調書を作成し、広域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

第4 整備計画書の提出

森林作業道整備と関連森林整備の実施時期が異なる場合には、整備計画書は、そ

それぞれの実施ごとに区分して提出できるものとする。

第5 森林作業道の開設基準

森林作業道の開設基準は、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整第27号）によるほか、別に定めるいわて環境の森整備事業森林作業道開設基準によるものとする。

第6 台帳の整備

補助事業者は、森林作業道及び関連森林整備等の実績を基に様式1により森林作業道台帳を整備するものとする。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。